

## 第5回入札等制度検証委員会議事録（概要版）

### 1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成18年11月20日(月) 午前10時30分から午後3時00分まで
- (2) 場 所 杉妻会館4階 牡丹の間
- (3) 出席者
  - ア 委 員  
相良勝利（委員長） 会沢テル 安齋勇雄 安齋利昭 清水修二 羽田博子
  - イ 県 側  
野地総務部長 松本農林水産部長 蛭田土木部長 吉野農林水産部技監 藤田土木部技監  
三瓶土木部理事兼政策監 佐藤総務部政策監 野崎総務部参事（プロジェクトチーム主任）  
横井農林水産部政策監 高橋総務部参事（プロジェクトチーム副主任）  
河野総務部総務予算参事 鈴木行政経営参事 星農林水産部総務予算参事  
本田農林検査参事 安藤土木部総務予算参事 仲沼建設行政参事 原土木企画参事
- (4) 次 第
  - ア 開会
  - イ 議事
    - ア) 第4回入札等制度検証委員会までの各委員会からの主な意見の概要について（報告）
    - イ) 公共工事に係る新たな入札制度の論点整理について
    - ウ) 財団法人福島県建設技術センターに係る市町村アンケート結果について
  - ウ 閉会

### 2 発言内容

- (1) 開会
  - 【事務局】  
定刻となりましたので、ただ今から第5回入札等制度検証委員会を開会します。
- (2) 議事
  - 【委員長】  
議事の第1「第4回入札等制度検証委員会までの各委員会からの主な意見の概要について」報告をお願いします。
  - 【事務局】  
（資料1により説明）
  - 【委員長】  
続きまして、議事の2つ目、「公共工事に係る新たな入札制度の論点整理について」事務局から説明をお願いします。
  - 【事務局】  
（資料2により説明）
  - 【委員】  
県の公共工事で、最低制限価格を下回って失格になった事例がどのくらいあるかお聞きしたい。  
それに関連して、ダンピングの定義を明らかにしておいた方がいいと思います。つまり、最低制限価格での落札はダンピングと呼ぶのかを確認したいと思います。  
もう一つ、最低制限価格を事前に公表している自治体があると聞いています。事前に公表しなくとも、最低制限価格が業者に知られることに伴う不都合がどこにあるのかということです。  
つまり、最低制限価格が明らかになった場合に、そこにみんな張り付いて横並びになること

は不正なことなのでしょうか。くじ引というのは良くないのかどうかです。

**【事務局】**

最低制限価格未滿で失格した件数の推移ですが、平成15年度が2,700件のうち9件、平成16年度が2,779件のうち12件、平成17年度が2,403件のうち12件、平成18年度は今把握しているもので13件あります。

ダンピングについては、低入札でもきちんと品質を確保して履行ができるということであればそれは契約としては適切だろうと思います。

問題は、品質が十分に確保できないとか、履行の適切な履行の確保が危ぶまれるようなものだと思います。ですから、最低制限価格を下回っても、すべてがダンピングだということではないと思います。

**【委員】**

最低制限価格制度をとっている以上は、ダンピングというのは理論的にあり得ないという理解で正しいですか。

**【事務局】**

幾らだから、どのぐらいの割合だからダンピングだということではありません。

適切な見積り努力、自らの企業経営体質、その時々のあるような外的条件等を考えて、自分のところで求められる工事が適切に施工できるように必要な額は幾らかを計算して応札していただけですが、入札制度の中での適切な態度です。

しかし、いわゆるたたき合いが起きて、施工が確保されない状況が分かっている競争だけのところで応札することが、いわゆるダンピングだろうと思います。

最低制限価格の問題については、積算をした発注者側で見ると、通常の場合、例えばおおむね8割を切れば品質が保証されない恐れがあるということで、ダンピング防止というよりはむしろ品質保証の観点から最低制限価格が設けられているということだと考えています。

**【委員】**

要するに、ダンピングの判断基準と品質確保の観点とは違うというようなおっしゃり方ですが、ダンピングというのは業者側の意図がどうかにかかわることで、結果として品質確保ができないという問題が具体的にしたら問題になるということですね。

今、問題にしているのは、ダンピングや品質確保ができないような価格が、最低制限価格が設けられているにもかかわらずあり得るのかということです。理屈の上ではないのではないかなと思うのです。ですから、全部8割ぐらいに張り付いても不正なことではないと思うのですが。

**【事務局】**

適切な見積りの結果、例えば最低制限価格がおよそこの辺だろうと思って、自分はそれより低い価格でもきちんと品質を確保してできるけれども、失格にならないために最低制限価格のところで札を入れるというようなことは、最低制限価格を設けていることの弊害だろうと思います。

一方、落札することのみを目的として、自らの施工能力を顧みずに最低制限価格で応札をした業者が落札者になってしまった場合には、品質が確保されないということになります。

ですから、2通りの応札者があり得ると思いますので、制度として一般論化して論じるときにどう考えればいいのかということだろうと考えます。

**【委員長】**

3つ目の質問、最低制限価格の事前公表は、後で議論の過程の中でやりたいと思います。

**【事務局】**

最低制限価格の他県の状況ですが、公正取引委員会が都道府県及び政令指定都市60団体を対

象に調査したものと、最低制限価格を公表してないのが13団体25%、最低制限価格を事前に公表しているのが9団体17%、事後公表は30団体58%となっています。

**【委員】**

そうするとマイナーなんですね、福島県は。全く公表していないから。

最低制限価格の公表というのは、致命的だとは考えられていないわけですね。十分にあり得ると考えていいですね。つまりメリットもあるということだと思います。

**【委員】**

橋りょう上部工は確か60%台まで落札率が落ちているということですが、あの場合には低入札価格調査をやっているということでもいいですね。

**【事務局】**

最低制限価格については公表していませんが、橋りょう上部工事の低入札については、入札時VE対象工事で、低入札調査対象工事になっています。

**【委員】**

県の財務規則で、以前は最低制限価格が10分の8に相当する額が適当と明文の記載がありましたが、平成14年の9月に撤廃されました。しかし、事実上その精神は生きてるわけですね。ほとんど10分の8で運用しているようですので。

**【事務局】**

一定金額、一定割合ということでは運用していませんので、具体的には申し上げられませんが、工事によって最低制限価格の金額は変わります。

**【委員】**

橋りょう上部の場合は、低入札価格調査をやった結果、品質確保がされているので60%台でもOKとしたわけですね。

ただし、我々の中では、60%はかなりきつから最低制限価格の方が安全ではないかという意見も出たぐらいなのですけども、その辺は今のところ検討はしていないのですね。

**【事務局】**

そこについては、県によっては低入札価格調査制度でも失格基準というものを設けています。基本的には失格基準ですから最低制限価格と同じようなものだと思いますけれども、制度的には全く別のものということになりますので、低入札価格調査制度に失格基準という数値的な判断基準を設けるかどうか議論の1つになってくると考えています。

**【委員長】**

事務局で論点の整理をしてくれていますので、この論点整理に従って議論を進めたいと思います。

論点1から意見交換をしたいと思います。指名競争入札制度が談合と結びついていたのではないかという批判がありまして、基本的に指名競争入札制度をやめるという方向で整理してよろしいかどうかですが、この点についてはいかがでしょうか。

**【委員】**

流れからすれば、指名競争入札は原則廃止でいいと思います。

ただし、全面廃止にしますと、例えば災害復旧とかのとき全然できなくなってしまうので、それは残さないといけないのではないかと思います。ですから、原則廃止にして例外規定は残すけれども、随意契約と指名競争入札のときにはそれを適用した明確な理由を書くことによってけん制させればいいのではないかと思います。

というのは、随意契約の場合、原則として法律上250万以内とされていて、災害復旧がすべて250万以下で収まるかということとそうも行きませんので、指名競争入札の制度も一部は残さざるを得ないと思います。

**【委員】**

そこが最初のポイントだと思います。原則廃止というのは例外を想定していますので、やめた方がいいと思います。指名は全廃という提案をさせていただきます。

確かにその場合にいろんな課題が出てくることは事実で、例えば緊急を要する場合にどうするんだということになるわけですが、その場合随契にしてしまった方がむしろいいのではないかと考えています。

世間の常識では、一般競争入札が一番好ましい、指名は良くない、随契はもっとよくないという図式があるように思うのですが、随契にもいろいろやり方があると思うのです。

例えば、計算した予定価格にほかの競争入札における平均落札率を掛けて、その価格で発注するとすれば、随契でもそんなに価格上の問題は生じないのではないかと考えています。

**【委員長】**

緊急時に指名競争入札を残した方がいいと考えるのはどういう理由なのでしょう。

**【委員】**

指名の方が短時間でやれるということですか。

**【委員】**

一般論で聞きますと、入札までの間に大体1か月から1か月半かかるのです。それが例えば災害のときに急いで急いで1週間後に入札をやるとしても、一方では県民が財産を失って命の危険もあるわけで、そのときにそんなことはとても言っていられないだろうということです。

法律上、随意契約の場合には一応250万という規定があるので、災害復旧が250万のできるのか、それを超える場合もあるだろうから、指名競争入札の道も残すべきではないのかと思うのです。

250万以上でも随意契約がやれるならば多分対応できるので、そこが分かれ目だと思います。現在は250万以上についても理由があれば随意契約を認めていますので、こういう形で残せばいいのですが、厳密に解釈すると250万の規定にぶつかってしまうのです。

**【事務局】**

随意契約については、250万以上でも理由があれば随意契約をしています。

時間の関係については、基本的に随意契約も複数の者から見積りを取って決定しますので、随意契約も指名競争入札も日数等はそんなに変わらないと思います。

災害復旧については、単価契約等を結んでいて、応急工事はその業者にやっていただき、その後の災害復旧工事は指名競争入札等でやっています。

**【委員】**

随意契約といっても1社の単独随契と2社以上の随契がありますので、2社以上の随契であれば250万以上を超える災害復旧工事も対応できると思います。随契は例外とする方法さえしっかりすれば、指名競争入札は廃止しても何とか対応できるのではないかと考えています。

**【事務局】**

災害復旧の緊急応急の対策については、本当にすぐやらなければならないようなこともあります。

しかし、随契だけですと、だれにお願いしていいかということが、1社でも2社でも非常に困ることになるので、我々としては、条件付一般競争入札の期間を確保できないということになれば、やはり指名競争入札の道も一部残しておいていただくということが、地域住民の安全

・安心の面からも非常にいいのではないかと思います。

**【委員長】**

談合と指名がびったり結びついてるものですから、そこを部分的に残すことについて、恐らく委員の方は抵抗を持ってまして、そういう発想を随契でできないかということなのです。地元に絞ってもかまわないので、指名でなく随契でも競争が入ってくるわけですから、そういう形でできないかということなのです。

**【事務局】**

もちろん、条件付一般競争入札に移行するということについては、何らいいのですが、緊急の場合などに関しては、原則以外のところもあるのではないかと、随契だけでは、何社かから相手を選ぶのは非常に難しいかと思えます。

**【委員】**

例外を議論するのではなくて、やはり原則論を議論すべきだと思います。余り例外のところを過大視して論ずる必要はないのではないですか。

緊急時の工事量や実績が出ていないですし、災害復旧は、応急措置はまずやるけれども、後は予算を決定して始めて仕事が始まるのでしょうか。それにかなり時間かかっていますよ。

**【委員】**

250万以上の随意契約の工事のうち災害緊急を要するものはどのくらいあるのか、具体的な件数と金額を教えてください。

**【事務局】**

今データを持っておりませんので、後ほどお願いします。

**【事務局】**

災害復旧の予算については、当初予算である程度確保していますので、緊急に応急工事等が必要な場合には、その中で対応します。不足した場合は、補正予算や予算の流用等を行います。

条件付一般競争入札と指名競争入札の期間の差については、難しいところがあるのですが、条件付一般競争入札の場合は25日から35日必要、指名競争入札ですと15日から20日ですので、15日からは異なってくるという状況です。

指名競争入札と随契の違いですが、どちらが透明性があるのかがまず1つのポイントになると思っています。一般的には入札の方が透明性があるということになってはいますが、複数の方が札を入れるということは指名も随契も可能です。日数等については、随契の方が短くなります。

そのほかの指名競争入札と随契の違いでは、指名競争入札は名簿から業者を指名しますが、随契は名簿以外のところでもできます。そういったことも含めて、指名の方が制度的には完結しており、透明性や手続などについての整備が進んでいます。

随契で指名と同じような手続でやるやり方もありますので、指名競争入札をシンボリックにやめるのか、実質的に随契という中で指名を行うのか、そういった違いになるのかと思えます。

**【事務局】**

例えばがけが崩壊して道路が通れなくなると、現場サイドではそういう事態を1日でも1時間でも早く元の形に戻さなければならないと考えます。そういうときには、とりあえず、仮復旧ということを行います。そういうときには、何日という単位ではなくて、その場で一番至近の若しくはある程度技術力ある業者にやってもらうしかないのではないかとというようなことがどうしても出てきます。

ある程度できた段階で、国の災害の査定を受けたりした後で、通常の一般の仕事と同じように一般競争という形はとれることになりそうです。

災害については、飽くまでも自然災害ですので、その数が幾つかということではなく、概念的な感覚で御判断いただければと思います。

【委員】

随意契約に関する主要な問題は、災害時のケースではなくて、年度をまたがった公共工事の場合だと思えます。金額的にも大きな問題だと思えますので、随契は随契の問題としてきちんと議論した方がいいと思えます。

随意契約とする理由が適切かどうかに関しては、チェックをしなければいけないと思っています。主要にはそちらが問題だと思えます。

【委員長】

その大きな問題として、指名競争入札について原則廃止なのか全廃なのか。

【委員】

法律には原則一般競争入札と書いてあるわけです。一般競争入札を原則にするのだったら法律をただ読み直してただけではないですか。県議会で講師を呼んで勉強した中で、談合をなくす方法として指名制度を全廃しなさいという専門家のアドバイスが出ているわけです。

だから、荒唐無稽な無茶なことではないと思えますので、思い切ってこの委員会としても、原則ではなく一般的に一般競争入札にするという決断をすべきだと思えます。

【委員】

全面廃止になると例外ができなくなりますので、例外の規定は残して厳格に適用させるという方法があればいいと思えます。

そして、理由書を書かせる、随意契約のときの理由書の書式を作って。事実上精神としては指名競争入札は廃止ですので、厳格に適用すれば随意契約や指名競争入札を適用するのは非常にレアなケースになると思えます。

【委員】

先ほど災害にこだわったのは、実際どういう部分があるかということをお聞きしたのですけれども、当初予算である程度確保してそれで対応が可能という判断でしたね。そうであれば全面廃止という方針で行けるのではないかと思います。

【事務局】

先ほどの説明が十分でなかったようです。予算は当初予算である程度確保していますが、実際に工事を頼むときには契約のための手続が必要になります。その過程で、入札をする場合や随意契約をする場合があるということです。

【委員】

そういうことであればやはりデータを見せていただかないと、条件が違うと思えます。

【委員】

全部一般競争入札にすると、災害時のことも考えると、何か条件みたいなものを付けないと不利な面が出てくるのかなと思えます。

【委員】

指名全廃の意見に賛成です。

【委員長】

割れましたね。

【委員】

データを示していただいて納得できれば私も全廃の意見に賛成です。

【委員】

例外の存在を認めるとした場合に、どういう場合に認められるかという条件を厳格にするというわけですから、その条件なるものを具体的に出していただいてそれを議論するのが生産的だと思います。

制度としては例外として存置せしめながら、実際の適用はほとんどないというケースもあると聞いたことがあります。

【事務局】

今ほどの随契の件についてデータが入りましたので申し上げます。農林水産部は、平成16年度は43件に対して災害関係は1件、2,940万円、17年度は災害関係はありません。土木部は、平成16年度は18件に対して災害関係は4件、6,048万円、平成17年度は25件に対して災害関係は1件、357万円です。

再度確認しますが、随契の中で限りなく競争性、透明性を高めていく手法を採っていけば、限りなく指名競争入札に近くなっていくということだけは申し上げておきたいと思います。

【委員長】

ただし、指名にすると、指名を得るためにいろんな画策が生まれてくると思うのです。

【委員】

そういう実態があるのでしたら、指名全廃でよろしいのではないかと思います。

【委員長】

原則廃止でも精神としては全廃ですね。限りなくゼロに近い形で、どうしようもないときに適用する余地をちょっとだけ残しておこうということ。

【委員】

今回の中間取りまとめのときに改めて結論を出すことにしてはどうでしょう。

【委員】

新潟県の地震のようなものも考えると、対応できるのかと思いますので。

【事務局】

長野県も指名競争入札の制度はあるそうですが、実際運用されていません。災害のときは随契でやっています。

【委員】

随契を最悪の制度と考えると、悪いものになお悪いものを持っていくということになってしまいますが、随契のやり方もいろいろあり得ると思います。価格が高くなりすぎるのであれば、低くする方法はあり得ると思っています。

【委員長】

随契一本にする場合も、落札率の平均値を考えて随意契約を結ぶというのにはあり得るわけです。これからは落札率落ちますから。また、競争原理がここにも持ち込まれるということだろうと思います。

とりあえず、最終的な決定を次回に回すということにさせていただきたいと思います。

条件付一般競争入札にしますと、審査事務を事前には技術的にできなくなりますので、事後審査方式を導入せざるを得なくなります。この点についてはよろしいですね。

次に論点2に参りたいと思います。

格付要件は、本県の場合S、A、B、Cの4ランクになっていますが、業者数をみますとSランクの数がものすごく少ない。これから条件付一般競争入札の方向を探る場合に、格付要件を入れるとすると若干手直しが必要な部分出てくるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

**【委員】**

その前に、法律上は格付要件はA、B、C、DとかS、A、B、Cとは求めていないですよ。福島県でSを設けた理由は何かあるのでしょうか。

私はAからSを抜き出したというふうに今まで聞いていたのですが、どのような理由で一般土木の場合だけSを設けているのでしょうか。建築は確かSはないですよ。

**【事務局】**

S等級を設けたのは平成3年の5月からです。それまでも、一番初めの昭和42年の名簿にも特Aというものがありました。

Sについては、県内の業者も施工能力が高まってきたということで、2億円以上の技術的なものの高い、大規模な工事について、そういうものをできる者としてSを作ったということです。

**【委員】**

それは県から自発的にやったのですか、業界からの要請でやったのですか。

**【事務局】**

特に業者からの要請ということは聞いていません。

**【委員長】**

ランク付けをすること自体は問題ないですね。

**【委員】**

Aから、2億円以上の大型工事をやるのを、結果的に41社で占めようということでSランクを要請したと聞いてるのですが、聞き間違いでしょうか。

**【事務局】**

その辺の具体的な要請については確認していません。

**【委員】**

本題に入りますが、長野県では5段階で、業者数の割合を見るとほぼ20%前後で均衡しています。宮城県の場合には4段階で、Sが7.8%、118社しかありません。福島県の場合には、Sが41社でわずか3.3%、余りにもばらつきがひどすぎることです。

このまま行くと、仮に条件付一般競争入札を入れても、そのブロック内に該当する業者が非常に少なくなって、入札の透明性がなくなってしまうことがあります。

例えばハードルをある程度下げるなり、点数の基準の見直しをすることで、ランクごとのばらつきはかなり減ると思います。

この辺は検討しないと競争性が阻害されてしまうと思います。

**【事務局】**

例えば、1億円から2億円はSとAランクが対象ですけれども、宮城県では118社が対象となるものですが、本県では隣接3管内でやっておりますので、県北は140、郡山は154、三春は179、須賀川・石川は138です。ですから競争性という面からいいますと、福島県の1億以上2億未満についても、宮城県と同等かそれ以上の者が入札参加可能となっています。



【委員長】

工事規模の問題の区切りはこれからやりますが、とりあえず格付について、福島県はSの比率が低くてCが多いですね。これを見直さないと競争原理が働きにくいのではないかと思います。

【委員】

別の論点ですけれども、ランク付けをするときに業者を評価してるわけで、そこに例えばISOを取ってるかとかそういう基準を入れるということだけでも、総合評価方式を採る場合、ランク付けするときに評価し、また入札のときに総合評価で評価するということの是非については、少し議論した方がいいと思っています。

むしろ総合評価方式というのは非常に競争制限的な作用を及ぼすし、逆に価格競争を促進する効果もあり得ると危惧してるのです。

【委員長】

格付をするということ自体については問題ないと思いますが、これはいかにもアンバランスな感じですね。この格付の基準というのはどこの県でも同じなのですか。

【事務局】

基本的にランクは付けてると認識していますが、何点以上は何ランクということは、それぞれの県の考え方で違います。

点数の付け方そのものも、県によって考え方が違います。

点数には主観点と客観点がありまして、客観点は、会社の経営の規模等について経営事項審査という基準があって、基本的に全国的に統一した考え方で付けています。主観点、例えばISOを取得した者や工事成績のいい者について何点にするかといったものは、各県違う考え方に基づいて評価しています。

【委員】

だからハードルを下げてSがもっと増えるようにとか、主観点をもう少し検討して、例えばISOの9001や14001を取得している場合には点数を高くするとか、逆に談合に加担したところは減点を2年間やるとかというような形にすればいいのではないかと思います。

【委員長】

公共工事の規模との関係で応札できる資格のランク付けがなされて、競争原理がうまく働く形にしておかないといけないので、例えばSが余りにも少ないのでAから100社ぐらい動かすとか、そういうことは可能でしょう。

【事務局】

以前の資料でもありましたが、Sランクは41社ですけれども、20%加点して1,400点になる者についてはSと同等と見るという形で今も運用しています。ですから、Sランクが41社なので41社だけで競争してるということではありません。

【委員長】

福島県は独自の基準を作れるんですよ。何点以上はSですというのは。

【事務局】

それは県で定めることができます。

【委員】

要するに、ランク付けの基準がほかの県に比べて合わないのじゃないか、だからそれをもう

少し合理的な基準に見直せばいいのではないかというのが委員長と私の質問です。

【委員長】

いや、この委員会でもどこまで詰める必要があるのかなのですけれども。

【事務局】

ランク付けの具体的な基準等々については、事務的な整理をさせていただきたいのですが。競争性をどう確保するかは、地域要件の付け方と工事の金額の区切り方もありますので、それを踏まえて、ランク付けも含めてより競争性の高いものにすべきだということをお願いできればよろしいかと思えます。

【委員長】

そういう方向でここを見直すということはこの委員会としては決めたということによろしいですね。

【委員】

数はどうしますか、例えば50社程度とか。

7ページの網掛けの部分が非常に少ないですね。可能かどうかわかりませんが、50社程度になるような形で、競争性が高められるような形でランク付けしてほしいということです。

【委員長】

論点3に移ってよろしいでしょうか。これも、地域要件を付けるべきでないという意見は全然出てませんので、競争性をきちんと確保することを考えて一定の地域要件をつけるという方向になると思いますが、どんな考え方がよろしいでしょうか。

【委員】

我々は別に地産地消を推奨するつもりはないですけども、地元企業の育成は必要でしょう。

そうすると、ある程度のところで金額基準を決めて、その金額以内の工事はそのブロック内、あるいは隣接のブロックに本社がある企業を対象とした条件付一般競争入札と。本社以外に営業所や支店を入れるとインチキができますので、本店のある企業だけを対象とした条件付一般競争入札が導入できるようにすればいいと思います。

金額は、1億円で切れればいいかなと思ってます。業界の話でも、大体この辺なんですね。

もう1つは、土木と建築で金額確か違ってましたよね。土木で1億とした場合は建築では2億に相当するのではなかったですか。そうすると、土木と建築を分けなくてよろしいかです。

【委員】

地域要件の設定の仕方ですが、金額で切っていくのが本当にいいのかどうか、少し疑問があります。工事の種類によって、かなり特殊な工事の場合には、範囲を広げないと競争性が発揮できるほどの応札者は調達できないこともあり得るわけです。

ですから、地域要件を工事の規模だけで決めていくというのはふさわしいかどうか。何社ぐらゐの応札があるかというのが基準になるべきだと思うのです。それだけの応札者が期待できない場合にはそれを広げるという柔軟な対応がないとうまくいかないのではないかと思います。

【委員】

この論点整理では金額だけが先行していますが、実際にはほかの要件も入ると思います。ただし、一番は金額なのでとりあえず金額をここで議論しようということだと思うのです。

【委員】

でも、ここでとりあえず線引きされてしまうと、そういう問題は出てくると思えます。

【委員】

先ほど建築にはSがなかったのではないのでしょうかという質問をしたのですが。

【事務局】

おっしゃるとおり、建築の方はSはありません、Aからです。

【事務局】

条件付の場合の建築については、5千万から2億円までを隣接3管内、2億円以上が県内全域と地域要件を定めています。

【委員】

私の質問は、要するに土木と建築の場合で違うのではないかと、例えば金額基準を1億にしたときに、土木は1億だけど建築は2億という形に区切らざるを得ないのではないかとということを知りたいのです。

【事務局】

おっしゃるとおり土木工事で建築工事は違います。ただし、今回のここでの議論は、土木工事を例に、この程度の業者数があればある程度の競争性が確保できるので、こんなくくりでどうかという議論をしていただければと思います。

特殊工事などはどうするのかということについては、現行でも特殊な工事の場合は県内一円ではなく広く全国から募る工事もありまして、それを前提に資料を作っていますので、そこは抜けています。

【委員】

柔軟に運用しているということですね。

【委員長】

公共工事の地元優先発注と公正入札について委員から試案が出ていますので、ここでお願いします。

【委員】

(資料「公共工事の地元優先発注と公正入札」により説明)

【委員長】

応札会社おおむね50社というのはどこから出てきていますか。

【委員】

これは、先日市民オンブズマンの主催でパネルディスカッションがいわきでありまして、入札監視委員会と同様の仕事をしている長野と宮城の弁護士といろいろ意見交換をした中で、30社程度では談合は排除できないという、経験的な認識で50という数字が出ましたので、それを参考にしました。

【事務局】

確認ですが、応札者数という表現は、入札参加可能者数でしょうか、実際に応札した数でしょうか。

【委員】

実際に応札した数です。入札資格者数ではないです。

【事務局】

応札者数というのはやってみないと分からないわけですが、エリアの設定はどういう考え方でしょうか。

【委員】

やってみて50社に達しない場合には流すということまでは考えなくていいと思います。経験的に、このぐらいの工事であれば、エリアをこのぐらいに設定すれば50ぐらい応札者があるという見込みを立てましょうということです。厳密に50社以上と線を引いてしまいますと発注できないことが出てきますので、これは目安です。おおむね50社以上の参加が見込まれるような地域要件という表現です。

【事務局】

長野とか宮城の例を見ても現実に応札をしているのは10社前後と聞いていまして、それでもあのように競争性が発揮されて価格が下がっているわけですが、それでも駄目だということでしょうか。

【委員】

一般競争入札にする以上は、極端な場合は1社、2社でもしょうがありません。

指名競争入札では15社とか集めるわけですが、そうすると、やりたくない業者がいても官の方で増やしてしまうのです。それを業者が嫌がってるのです。やりたくないのに参加しなくてはいけない。参加する以上は、遠隔地の場合1日かけて積算してやらなくてはならない。その労力が大変だという意見があるのです。

だから、一般競争入札に行くという方向付けであれば、30社とか50社というのは逆にできません。極端な場合、1社でも2社でも希望する会社がそれしかなければ、それでやらざるを得ません。法律上の立場はそうでしょう。

【委員】

それでは、50と長野、宮城から聞いたのは誤解であったということになりますか。

ただ、有資格者が50社ぐらいあるということをやってみたら2社ぐらいしか出てこなかったという場合には、やり直しすべきだと思います。地域要件を見直すなどしてやり直さないとまずかろうと思います。

【事務局】

長野、宮城は、我々の聞いてきた話ですと、やはり参加可能者数ということで30社、40社程度を目安にしているそうです。

【委員】

そうすると、本県の場合、今と余り変わらなくなりますか。

【委員】

違うのは、指名競争入札だと官にとって都合の悪いのは排除していたのが、一般競争入札にすると、一定の資格があるところは自動的に入れるのです。そこが大きく違うのです。

【委員】

いや、地域要件は余り変わらないことになるのではないかとということ。

【委員】

難しいのは、指名競争入札と条件付一般競争入札というのは、地域要件とかいろんな要件によっては実質的に指名競争入札と余り変わらなくなるのです。危険なのは、そこなのです。条件をよほどきちんとして透明性を高めないと、指名競争入札に限りなく近づいてしまうとい

う矛盾が出てしまいます。

**【委員】**

資料の6ページと7ページを見ますと、1億、2億辺りにかなり集中しているんですね。だから金額の区分を宮城県や長野県のように大きな区分にしないと、結局、競争が限定されてくるということではないでしょうか。

**【事務局】**

7ページを御覧いただきたいのですが、下の表で、例えば2億以上ですと41社になってしまいます。5千万から1億は8建設事務所の管内単位ですので、網掛けの部分のようにこれぐらいの数になってしまう。ですから、こういうところは競争性が維持できるような区割りを考えなくてはならないだろうということです。いずれにしても、50社というのは応札可能業者の話だと思うのですが。

**【委員】**

そうすると、網を掛けた部分辺りを見直せばクリアできるわけですね、50社以上というのは、要するに、地域要件の緩和というのはその程度でいいということになってしまいますね。

**【事務局】**

地域要件か垂直要件でやるのか、両方あると思いますけれども。

**【委員】**

宮城がちょっと違うのは、1千万未満は指名競争入札を認めているのです。ここが一番違うところです。私は、1千万未満は指名があってもいいのではないかという意見を持っていたのです。費用対効果を考えれば、1千万で区切れば大体片付くのかなと。後は様子を見て、1千万円以下に一般競争入札を適用するかは次の段階でいいのではないかというのが個人的な意見だったのです。

**【委員長】**

論点がかぶさってるものですからちょっと議論しにくい面がありますが、S、A、B、Cのランクを見直すことによってかなり応札可能数は増えてきますね。

**【委員】**

特にその網掛けの部分は異常に少ないですから。ただ、この業者だけをランク付けで底上げをすとかハードルを下げるとかはできないので、やるなら全県同一の基準ですね。

**【委員】**

心配なのは、指名だとお付き合いで参加するという業者も結構いるだろうと思います。しかし、一般競争入札にすれば、先ほど出ましたように数社しか参加しないというケースが出てくる。それは、暗黙の談合といいますか、みんな遠慮して、結局2、3社で札を入れるということになると思うのです。

そうすると、結果的にどれだけの応札者があるかということを経験にしてやるべきだと思っ  
ていまして、50が無理だというのであればもう少し基準を下げるなりして、もう少し考えないと地域要件の緩和ということにならないし、競争性がかえって低くなるのではないかと思うのです。

**【事務局】**

今の件に関してですが、委員のお話はそのとおりだと思いますけれども、地域要件についてはどの程度の業者数を見込むかというところで制度設計をして、結果としてその制度が機能しない場合が続いていけば、当然制度の柔軟な見直しになりますので、最初に応札者が50社ない

と絶対駄目だとかではなくて、ある程度大まかに競争性が保てるラインというのを引いていただきたいと思います。

現実的な道としては、入札をやっていく中で応札者が1社か2社という状態が続くのは決して制度上適正とは思えませんので、地域要件を随時見直しをしていくという考え方を制度自体にビルトインをしていくというのが大事ではないかと思っています。

**【委員】**

不断の見直しですね。そのために入札監視委員会があるのですから。

**【委員長】**

多分、実際にやってみないと分からない面はあるでしょう。そこはしょうがない面があって、問題が出た場合に、更にそこは検討課題にするということでしょうね。

**【委員】**

一般土木の場合を例として、例えば1億円を基準にして地元の業者を優先させるという基準をまず作って、いろんな要件は事務局にお任せして、やってみてうまく行かなかったときはまた見直すということによろしいと思います。

現実には、例えば宮城県は、制度を作るまで5年間かかっているのです。更に今年の3月まで不断の見直しをやって今の制度に来ているんですよ。だから12、3年かかっているのですよ。

長野県も宮城県の例を見ながら何年もかけてやっていますので、福島県が例えば来年の4月から一遍に全部できるとは思えません。段階的にやればよいと思います。

**【委員長】**

論点3につきましては、とりあえずそういう形によろしいでしょうか。

論点4はその他の要件設定をどうするかという問題ですが、いっぱい要件をつけますと競争性が失われるという危険性がありまして、非常に難しい問題を含んでおります。

**【事務局】**

まず、同種工事といえますのは、20数項目の工種がありますが、それから外れないということとです。類似工事は、例えば橋を想定しますと、厳しいアーチ橋の場合だとアーチ橋だけにするのかとか、橋さえ造ればだれでもいいのではないのかとか、そういう意味です。

特に、橋りょうや機械設備の場合はかなり特殊性がありまして、今年度県全体で条件付一般競争入札が行われていますが、応札者ゼロ社が3件、1社が3件出ています。

**【委員】**

同種という条件があると、新規参入ができなくなりますね。そこをどう対処するかですが、福島の場合には元請だけで下請は入らないのですか。

例えば下請の工事も加味すれば、ある程度同種を適用になると思うのですが、どうでしょうか。同種が駄目なら類似工事を含めるという形で入札参加業者を増やさないと過去と同じ工事をやった業者しか入らないので、新しい業者は永久に入れなくなりますね。

**【事務局】**

一般土木で申し上げますと、例えば土工みたいにある意味どのような業者でも対応可能なものと、橋りょうの下部工など特殊なものでは、類似工事の解釈が大きく違ってくると思います。

下請で付随的にやった場合については、実績としては認めていません。

**【委員】**

同種・類似工事の実績要件を設定しなくても対応できますか、そこがポイントなのですが。

**【事務局】**

今の運用を考えると、かなり難しいと思います。

【委員長】

応札する業者は、その工事内容を見て自分でできるから入札に参加するのではないのですか。

【委員】

特殊な場合は、橋りょうに限られるのですか。

金額的にはどの程度ですか。2億円以上ぐらいですか。

【事務局】

橋りょうばかりではないですが、限定的にはなります。

金額的にはもう少し大きいです。

【委員】

そうすると全県ですか。

【事務局】

県内外でできる場合もあります。

【委員】

応札が1、2件というのは、県内だけでやっているのですか。

【事務局】

それはものによりまして、県内業者で難しければ県外業者を対象としてやりますし、2億円以上でも県内業者で十分できるということであれば、県内業者だけでやっています。

【委員】

そうすると、同種・類似工事の要件はある程度外して臨機応変にする。もちろん特殊な要件の場合は付けますけど。そうやらないと業者は増えないでしょう。全部外すという意味ではありませんよ。

【事務局】

現行では、例えばトンネル工事、杭、基礎、橋りょうなどについては条件を付しています。これやむを得ないところだと思います。

いわゆる一般土木工事では、例えば10万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を超えるような大きな土量のときには、大規模工事の施工監理をやったことがあるかという条件を付ける場合もあります。

ただし、1万、2万くらいの数量であれば、条件を付していません。そういうものがほとんどだと思います。

【委員】

全面適用か原則適用かの話と同じで、原則は外して、必要に応じてつけるということで対応できるのでしょうか。

【事務局】

全く同じ仕事というわけではないわけですが、現場条件、工種、金額などを勘案して、現行においても条件を付けないものが半分近くはあるということで運用しています。

【委員】

この文章を見ると要件としているというから、我々は原則、ほとんど100%近く要件があると見てしまうのです。

**【委員】**

他県の状況を見ても、技術の難易度の高い工事については過去10年間の実績とかを要件としています。原則は設定しないけれども要件は入れているのですよ、宮城県も長野県も。

**【事務局】**

資料の12ページを御覧ください。これが現行のガイドラインですが、例えば「同種もしくは類似工事实績の有無」ということで、5千万以下の一般的な工事においてはもちろん無条件としています。

5千万円以下であっても特殊なものがほとんどを占めるような工事の場合には、当然ながら経験等を問わないと非常に現場監理が難しいので、条件を付けています。基本的にはこういうことで支障ないものと考えます。

**【委員長】**

基本的には条件を付けたくないわけです。競争原理がうまく働くシステムを作りたいわけですから。

技術的に非常に難しい工事内容だったとしても、その内容を見て応札するわけですから、これをできると考える業者しか応札しないと考えれば、特別こんな条件は付けなくてもいいのではないかと思うのですが。

**【事務局】**

不安に思うのは、今回一連の疑惑になりましたように、例えば下請を雇えばできるという業者が応札するというのも考えますので、やはりこのような条件を付ける必要はあるのではないかと思ったところです。

ただし、この12ページの欄のように、1億から2億と2億以上は全部条件を付けるということではなくて、1億以下のように一般的な工事と特殊又は難易度が高い工事の場合に分けて、一般的な工事については条件を付けないということは可能かと思えます。

**【委員長】**

原則として設定しないという形でのよろしいですね。

**【委員】**

あと、土木部長さんが心配している下請の問題については、オープンブックを付ければ大体解消すると思います。

**【委員長】**

論点5に移らせていただきます。予定価格の事前公表の適否については、この委員会では批判的な意見は出なかったと思いますけれども。

**【委員】**

功罪あるけれども、功の方が大きいと思います。

**【委員】**

原則は事前公表が望ましいのですが、場合によってはそうでないという選択肢もあるのではないかという気もします。

というのは、事前公表だとみんな高値に張り付いてしまうのです。ただし、これからどの程度透明性が高まるかなので、やってみてから考えればいいのではないかと思います。原則公表で。

**【委員】**



それについては、経験的にみて、公表したとたんに落札率が上がるようになったという事実はないのです。公表する前から高いのです。

【委員長】

よその県でも、公表してるところの落札率は、きちんと競争原理が働いていけば低いですよ  
ね。

【委員】

事前公表する一番のメリットは、これで技術者の天下りのメリットがなくなるということ  
です。是非やってほしいと思います。

【委員長】

これは、よろしいですか。

論点の6に移らせていただきます。最低制限価格制度と低入札価格調査制度ですが、先ほど  
委員からは、この最低制限価格について、公表することについての不具合はあるのかという質  
問が出ていました。

【委員】

それについては、先ほどの御説明で、是とするか非とするかはともかくとして、最低制限価  
格が出ているとそのとおりの金額を入れれば必ずくじ引には残れますから、残ることだけを目  
的にしてろくに積算もせずに入札を入れる者が出てくる可能性があるという説明は、合理的な説  
明だと思います。

ただやはり低入札価格調査制度にすると際限なく下がっていくという可能性がありますの  
で、予定価格の80%というふうに容易に類推されるような最低価格を設けずに、その都度変動  
するようなやり方は、1つの知恵だと思います。

【事務局】

いわゆるWTO対象工事の一般競争入札については最低制限価格を設けることができません  
ので、低入札価格調査制度です。試行中の条件付一般競争入札の場合は最低制限価格を設けて  
います。ただし、コスト縮減の入札時VE対象工事は、低入札価格調査制度としています。

【委員長】

最低制限価格を設ければ低入札価格調査制度はいらないですね。

最低制限価格制度でいいと思います。そして、最低制限価格をその都度ごとに、一定のとこ  
ろで微妙に動かす方式にする。

【委員】

そうすれば先ほどの問題はクリアできると思います。それで行きませんか。

【委員長】

それでよろしいと思います。例えば、80%から75%の間でその度ごとにくじ引で決めるとか。

【委員】

あるいは実際に入札した価格の平均値を採るとかですね。偶然に任せて適当にやるのではな  
くて、一定の相場みたいなものをその都度の入札で割り出すという方法はあり得ると思いま  
す。

【事務局】

最低制限価格の考え方、幾らに設定するかという問題だと思うのですが、本県では、  
設計価格の中で、これであれば品質を保てる履行可能なものという考え方ですので、例えば  
応札額によって最低制限価格を変動させるというのは、また別の考え方に基づくものなのかな  
と

考えます。

**【委員】**

その別の考え方は必ずしもあってはならないということではないですよ。談合せないという別の考え方みたいなものは。

**【委員長】**

そのところは、考え方としてはよろしいですね。

論点の7です。まず談合を犯した人に対するペナルティですが、損害賠償の条項をどうするか。福島県の場合、談合その他不正行為があった場合は、請負代金額の10%に相当する額を支払うということにしていますが、低いのではないかという議論が出ていますので、宮城県、長野県のように20%にするということは考えられますがいかがでしょうか。

**【委員】**

その前に質問ですが、指名停止期間は国の基準で最長2年ですね。予約条項は、国の制限、上限はあるのですか。

**【事務局】**

予約条項は、それぞれの県の定めです。国による制限等は特にありません。

**【委員】**

そうだとすると、福島も談合をやった者は大きな犯罪を犯したのだから、20%でいいのではないかと思います。

**【委員長】**

入札参加資格の停止ですが、24か月以内にするということはいかがでしょうか。

**【委員】**

上限が2年以内になっていますので、1か月以上12か月以内にして、悪質な場合に2倍の24か月にするというのが妥当なのかなと思います。

**【委員】**

賛成です。業界の代表の方も、永久追放でもいいとおっしゃってるようですから。

**【委員長】**

3番目のJVについてですが、ちょっと説明していただけますか。

**【事務局】**

その工事だけのために、2社とか3社とか構成員となるというものです。ふだんからJVを組んでいる、経常JVは除きます。

**【委員】**

今、JVの場合にはJVを条件にしていますね。

**【事務局】**

条件付一般競争入札の場合で例えば3社のJVとするとかしています。

**【委員】**

なぜ単独ではいけないのですか。

【事務局】

大規模かつ技術的難易度の高い工事については、技術力を集結することにより工事の安定的施工を確保する、そういう必要のあるものについてはJVを組んでいただくということです。

【委員】

1社でできる力があれば、少なくともJVでなければいけないという条件を付ける必要は感じられないのですが、JVであってはいけないとは言いませんけれども。

【委員】

これから一般競争入札が主流になると、一定の品質が確保されれば、安ければいいわけでしょう。なぜそのときに例えば大手ゼネコンと県内の業者のJVに組ませるのか、その必要性は何なのかということなのですよ。

【事務局】

工事の施工の安定と、県内の企業に高度な技術力を移転させたいということです。

【委員】

具体的に技術移転で福島の業者がメリットを得たというのがありますか。

【事務局】

トンネル、ケーソン、下水の推進というようなものが、地元のみで可能になってきています。

【委員】

それでもJVでなければいけない理由にはならないと思います。そういうものが奨励されるということも言えても。

そうやって技術移転をして独り立ちできるようになった企業が1人で参加することはなぜできないのか、おかしいではないですか。

【事務局】

技術力の結集と、多くの業者にいろいろ経験をさせるということもあります。

【委員】

スーパーゼネコンと地元を組ませるといっているのはある程度分かったのですが、地元企業同士のJVはどう考えるのですか。

【事務局】

規模が大きくなるような場合などは、技術力を結集させる必要があるということで、JVとというような形をとっています。

【委員】

今回問題になっているあぶくま高原道路は、地元業者を2～3社組ませています、下請に丸投げしていますよね。そうすると技術力の結集というのは理由にならないのではないですか。

【事務局】

委員お話のとおりのところは、確かにございます。

【委員】

だから、JVを組ませる理由はほとんどないと思います。原則廃止すべきだと思います。

【委員】

J Vがあってはならないというところまでラディカルに考えているのではなくて、J Vを条件にする必要はないだろうということです。

**【委員長】**

長野県の場合、平成15年度から特定J V要件をやめたというのは、J Vを外したのですか、特定J Vは応札できないことにしたのですか。

**【委員】**

J Vを組むか組まないかは向こうが判断すればいい、こちらから要件とする必要はないのではないかということでしょう。

**【事務局】**

長野県の話ですが、特定J V方式をやめて、その代わり県内企業への下請義務化を付した方式にしているそうです。

特定J Vについては、他県の状況をもう少し詳しく調べて、後でまた報告をさせてください。

**【委員長】**

では、これは次回ということ。

次の事後審査方式についてはよろしいですね。

5番目の施工体制事前提出方式についてはいかがですか。

**【委員】**

積算能力のない業者、施工能力のない業者を外さなくてはならないし、落札率が厳しくなると下請にしわ寄せが行く可能性が大きいから地元の下請業者を守らなくてはならない。その検証のためにも、この工事費内訳書で工事の内容がかなりチェックできますので、是非採用してほしいと思います。

今、業者の方でも国交省に陳情して、全国的な制度にしようとしていますので、当然やってもいいと思います。

**【委員長】**

御異議ございませんか。では、そういう方向をお願いします。

郵便入札及び電子入札についてはいかがでしょうか。これも是非やるべきでしょうね。

**【委員】**

まず郵便入札をやってほしいと思います。電子入札はその次でいいと思います。郵便入札をやっただけでも事実上電子入札へのワンステップです。

**【事務局】**

今の予定では、平成19年の半ばごろから電子入札を導入すべく、実験、設備の改築などを行っています。

**【委員長】**

そういう計画なら是非お進めくださいということですね。

7番目の総合評価方式についてはいかがでしょうか。

**【委員】**

これは全国的にもまだ試行中かと思ひまして、プラスマイナスあると思っていますから、マイナス面も含めて、入札監視委員会でチェックをするならするという扱いでどうでしょうか。

**【委員長】**

入札監視委員会で御検討くださいでいいですか。

【委員】

そこまで言わなくていいです。

【委員】

総合評価方式を導入する基本方針だけここで決めたいと思うのです。後は価格以外の要件をどう決めるかですね。

【委員】

非価格要件が競争制限的に働くわけです。男女共同参画などというのは、結構だけれども、そういうようなことをどれだけ評価すべきなのか。あるいは環境対策とか、そういうことをやる余裕のない企業は価格で勝負するしかなくなってきた、逆効果ということもあり得ないこともないので。

作業の面でも、どのぐらいの作業が掛かるのか。

総合評価で何を基準にして評価しているかに関しては、入札監視委員会でも報告を受けていますので、どうだったかというチェックをすることになると思います。

ここで一言申し上げておきたいのは、入札監視委員会がありながら、総合評価方式のために別に第三者チェック機関を設けたのです。私はそういう無意味なことをやるべきではないと思うのです。そういうものを作られますと、総合評価についてはあっちの委員会の仕事だから、こっちは口を出せないというような妙な関係になってくるのです。だから、そういう委員会の粗製濫造は控えた方がいいと思います。

入札制度も、ここでやって、部会があつて、議会でもやっています。建設業審議会というものも形式的にはあるわけです。

一番キャリアのある、事情をよく知っているところがきちんと決めるようなシステムを作った方がいいと思います。

【委員】

第1回目で頂いた資料2-1を見ますと、総合評価方式について、福島県では簡易型は18年から抽出試行、標準型は19年から抽出試行となってるのですが、高度技術型は何も触れてなかったのだからと理解していたのですが、今日の論点整理を見ると、19年から試行するのですか。

【事務局】

高度技術提案型については、まだ国の方でも具体的な中身を検討していますので、県としても、全然やらないということではなくて、今後試行を考えております。ただ、今のところ、19年度以降ということで、いつから始めるかはまだ具体的には決めていません。

【委員】

前の委員会でもらった資料では、18年度10月1日現在で高度技術型は全然触れないでいて、今日いきなり入るわけですね。そうすると1か月半の間に皆さんの考えが変わったということですか。もし決まってるのだったら、前の資料に書くべきではなかったのかと思います。

【事務局】

申し訳ありません。その部分は最初の資料からは抜けておりました。

【委員長】

総合評価方式については、この委員会でいいとか悪いとかという結論は出しにくいですから、ここは未検討のままにさせていただいてよろしいでしょうか。試行の結果を見てということで、8番目の最後、入札監視機能等についてはいかがでしょうか。

【委員】

入札監視委員会の中で一度議論したいと思っているのです。この委員会としては、一般的抽象的な形で提言をしていただければ、詳しいことは監視委員会自ら検討をさせていただきたいと思います。

【委員長】

1つは、入札監視委員会の組織上の位置付けは見直す必要があるのではないかと。それ以外にございますか。

【委員】

今の問題にも絡むのですが、これから入札と契約を今までどおり土木と農林水産に置いたままでよしいのかどうか。

例えば出納局に集約して契約の一元化をさせるという方法がいいと思うのです。

そして入札監視委員会もそちらに組織を移転させる。チェック機構として置かならば、それは現業部門から離すべきだと思います。

【委員長】

入札事務というか入札業務も移すということですね。その部分についてはこの検証委員会で提案という形でよしいですか。出納局ということも明言してよしいですか。

【事務局】

出納機関としての性格付けもありますので、そういったことも含めて、こちらで総合的に判断させていただければと思います。

【委員長】

ではそういうことで。

【委員長】

続きまして、議事の3「財団法人福島県建設技術センターに係る市町村アンケート調査について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料3により説明)

併せまして、建設技術センターについて、県議会の特別委員会で質問されたものをこちらにも情報共有化ということで御報告します。

1つ目は、センターにおける秘密保持の扱いです。これについては具体的な要領は特に定めていませんが、就業規則や契約書の中に知り得た秘密を漏らしてはならない旨の条文を明記していて、制度的にはそういう形で秘密保持をやっているという状況です。

次に、特別委員会で、センターが民間業者へ非常に数多く再委託しているのではないかとという質問がありました。これについては、件数で4.1%、金額で5.4%と非常に限定的な形で再委託をしています。

一部町村の受託事業について、センターのやった設計が非常に問題あったのではないかと。これについても、一部現地確認等で担当者間との意思確認不足があったというような事実がありましたが、今後現場確認の強化やチェック体制機能の指導等を行っていきたいと考えています。

【委員】

町村会から知事に要望があったそうですが。

#### 【事務局】

町村会から知事、総務部長、土木部長、それから県議会議長、副議長に対して11月16日に要望活動がありました。その主な内容は、建設技術センターの市町村支援機能について存続してほしいということです。

理由は、元々技術センターは県と市町村が共同で作った財団であり、市町村の支援、特に技術職員がいない小規模市町村にとっては非常にその役割が大きいということで、特に5点ほど存続してほしい機能というのがありました。

1つ目は事業化の検討段階から工事検査に至る町村行政、建設行政事務の支援、2つ目は建設技術相談、3つ目は市町村建設事務担当職員に対する短期研修、4つ目は長期派遣方式による市町村職員の実務研修、5つ目は公共施設災害発生時における総合支援ということです。

16日に知事が町村会の方に申しあげましたのは、市町村の御希望、御意見は承ったけれども、検証委員会等の議論があるので、そういった議論を踏まえながら総合的に考えていきたいということでした。

#### 【委員】

今回の事件は、前の理事長がかかわったわけですね。そうすると、今いるプロパーの方を路頭に迷わせるようなことはしたくない。

センターを残すか機能を残すか、機能は残さざるを得ないと思います。

県の現職派遣はもうやめてほしい。自分でできるものは自分で、本当にセンターの技術者でないとできないものだけに限って、県の委託は少なくし、本当に最小限度の管理職とただけにして技術者の現職派遣は即座に引き上げてもらう。

理事長に関しては、今まで土木部長が天下りで行ってますので、それは断ち切る。いずれにしても、技術職の理事長就任はここで断ち切ってほしいと思います。

この団体は結構余剰金を持ってるので、地公体に寄附するか何かでその余剰金を減らす方向が考えられないかと思います。

これは皆さんの意見を聞かないといけないのですが、解散するときには類似の団体に財産を全部寄附するとなっていて、類似の団体で一番近いのは下水道公社ですね。とすれば、2つは統廃合できるのではないかと思うのです。公社等の見直しの委員の意見に従って見直していただきたいけれども、それができないなら統廃合を進めた方がいいのではないかと思います。

#### 【委員】

今の議論は、専ら市町村のための業務をやっているのは技術センターだというのが前提ですが、実際は県の仕事が相当ウェイトあるわけです。

そうすると、簡単にはいかない、なかなか難しい状況になっているのではないかと思います。

市町村については、いくなれば合併から外れた小さいところが頼りにしているというような状況で、それを果たして技術センターが救っていくべきなのかという問題もある。本来ならば合併をすることによって広域化してやらなくてはならないのが、それを更に県が肩代わり、手助けしてということが果たして妥当なのか。そういう自前でやれないところはどうするのかというと、これは技術センターの問題では解決できないのではないかと思います。

#### 【事務局】

今、統合まで一部話が出ましたが、当委員会では機能の問題を議論していただいて、後は県に別途公社等外郭団体見直し部会というものがありますので、その残し方や方向付けについては、そちらで具体的な議論をしていきたいと思います。

#### 【委員長】

今回の談合問題に絡んで、技術センターが丸ごと談合問題にどっぷりつかったわけではないという認識を私たちはきちんと持っておかないといけない。もちろん責任を取るべき人はきちんと取ってもらいますが。

ですから、県から技術センターの理事長への天下りはやめて、県からの派遣職員も限りなく

減らしていただきましょうと。

そうなると、土木部に技術者が戻ってきますので、県でできることはきちんと県の中でやる。

そして、技術センターは自立できる方向というか、県とは切り離れた組織にしておかないといけないのではないかと考えています。

今までの委員方の御意見を集約するとこういうことかなと思いますし、今回のアンケート調査の結果でも、技術センターは何らかの形で残さざるを得ないでしょう。

ただ、県からの委託分は、特定のトンネルとか橋りょうとかはお願いせざるを得ないにしても、県との関係は非常に希薄にならざるを得ないでしょう。

以上のようなことがまとめでしょうか。

統合の話とかは県の方できちんと実務的に詰めていただくという話になるのではないのでしょうか。

**【委員】**

技術センターの補助金を増やすために土木から2名派遣してというのがありましたよね。それはかなりおかしいのではないかと。

片方で行財政改革を言っても、片方でそれをどんどんやってたら、丸っきりしり抜けですね。そういう基本的なところをきちんと元栓を閉めるような方向でやっていただかないといけないと思います。

**【委員長】**

議事の5「その他」に移りたいと思います。

**【事務局】**

今回は11月30日の13時30分から16時30分に、全体の間取りまとめという形でお願いしたいと思います。

12月の日程については、議会の日程や議会の議論の具合をにらみながら別途御相談させていただきたいと思います。

**【委員長】**

本日の議事につきましては、これで終了させていただきます。

(3) 閉会

**【事務局】**

今日は長時間にわたりありがとうございました。これで第5回目の入札等制度検証委員会を終了させていただきます。